

加古川流域治水協議会 設立趣旨

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し甚大な被害が発生している。また、気候変動による水災害リスクの増大にも備えていく必要があるため、これまでの河川管理者等の取組だけではなく、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・個人等）による取り組みの連携が必要不可欠である。

加古川流域においては、昭和 58 年 9 月洪水や平成 16 年台風第 23 号等による浸水被害が相次ぎ発生しており、早急な対策が必要となっている。

今後、流域全体による取り組み「流域治水」として関係者の各施策を適切に組合せ、加速化させることで効率的・効果的な治水安全度の向上を実現させる。

そのような流域治水対策の考えや、加古川水系における実施すべき流域全体での対策の全体像をとりまとめ、流域の企業や個人等にもわかりやすく示すとともに、ハード・ソフトの対策が一体となった流域治水を推進することを目的として、本協議会を設置する。

加古川流域治水協議会 規約(案)

(設置)

第1条 「加古川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、加古川水系における集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本協議会を進めていくにあたり、その他の加古川流域内関係機関についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 加古川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を行うため、姫路河川国道事務所 調査課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和2年8月24日から施行する。